

農林水産省ガイドラインによる表示

特 別 栽 培 農 作 物		
作 物 名		青森県産 ご ぼ う
節減対象農薬使用回数		春播き栽培 : 慣行値回12回 認証基準値回以下 : 6回 当社慣行回数 : 6回 当地比5割減
化 学 肥 料 使 用 量 (10a当たり窒素成分)		春播き栽培 : 慣行値kg/10a 20.0 認証基準値kg/10a : 10.0 当社慣行値 : 13.0 当地比3割減 (有機質肥料主体) (食品残渣肥料使用有)
栽 培 責 任 者		株式会社 マルタケ
住 所		青森県上北郡おいらせ町向平49-87
連 絡 先		TEL: (0178) 38-8626 FAX: (0178) 38-8627
確 認 責 任 者		第一青果株式会社
住 所		青森県八戸市河原木神才7-4
連 絡 先		TEL: (022) 797-6830 FAX: (022) 797-6831